

地方都市視察報告書

環境建設委員会

1 実施日

令和7年11月6日（木）

2 視察地 愛知県名古屋市

【市の概要】

(1) 面積 326.46 km²

(2) 人口・世帯数（令和7年11月1日現在）

住民基本台帳人口 2,310,304人

住民基本台帳世帯数 1,206,927世帯



(3) 1871年（明治4年）に行われた廃藩置県で、新政府は名古屋県（翌年に愛知県と改称）を置き、管内を6大区に分けて名古屋と熱田を第1大区とした。その後、1878年（明治11年）に名古屋区として初めて独立行政区となり、1889年（明治22年）10月1日の市制施行で、名古屋市は人口約15万7,000人、面積約13.3平方キロメートルでスタートした。

明治・大正から昭和の初頭には経済界の活況に伴い、商工業都市として順調な発展を続け、1937年（昭和12年）に名古屋汎太平洋平和博覧会を開くに至った。しかし、この年に日中戦争が爆発し、太平洋戦争により当時の市域の約4分の1を焼失した。

戦後、いち早く復興都市計画事業に着手し、100m道路の建設、平和公園への墓地移転などの大事業を行い、今日の基盤が確立された。

しかし、復興と急成長が進む中、1959年（昭和34年）の伊勢湾台風により、死者1,800人余、被災世帯13万人に及ぶ被害を受け、都市の防災インフラや都市計画に大きな影響を与え、名古屋市の防災力の向上が図られた。

誕生から今日に至るまでに近隣の市町村の編入などもあり、現在では市域326.46 km²、人口約231万人の規模となっている。

3 視察項目・内容

事業系ごみの減量に向けた取組について

4 視察参加者

【委員】

渡辺みちたか 委員長	高月まな 副委員長	時光じゅん子 委員
かなくぼなな子 委員	志田雄一郎 委員	鈴木ひろみ 委員
豊島あつし 委員	渡辺清人 委員	さわいめぐみ 委員
沢田あゆみ 委員		

【随行】

議会事務局職員 2名

5 観察結果・所感

名古屋市では、かつてごみの排出量が増え続け、年間のごみ処理量が 100 万トンにせまり、処分場の収容能力や焼却工場の処理能力が限界に近づいていたため、平成 11 年に「ごみ非常事態」を宣言し、「20 世紀中に 20%、20 万トン」減量する「トリプル 20」を目標に掲げ、ごみの減量に取り組んだ。

その中で、事業系ごみの対策として、平成 11 年度に「事業系ごみ指定袋制の導入」や、再生可能な「古紙・空きびん・缶の搬入禁止」、翌年には「事業系ごみの全量有料化」を実施したほか、平成 16 年には市による事業系ごみの収集を取りやめ、許可業者による収集へ全面的に移行した。こうした様々な取組の結果、「ごみ非常事態」を宣言してからわずか 2 年で、ごみの処理量が年間 80 万トンを割り、「トリプル 20」の目標を達成することができた。また、令和 5 年度には平成 10 年度と比べて約 4 割削減することができたとのことであった。

今回の観察では、事業系ごみの減量の取組として、大規模建築物の所有者の責務を定めた条例や、業種別に作成された「ごみ減量・資源化ガイド」に関する取組などについて説明いただいた。大規模建築物の所有者に対しては、本区の「再利用計画書」にあたる「減量計画書」を提出することなどを義務付けていた。また、「オフィス・事務所」「食品スーパー・食品販売」「飲食店・宿泊施設」「店舗（小売り・サービス）」の業種ごとに「ごみ減量・資源化ガイド」を作成し、業種によって異なるごみの排出傾向にあわせて、ごみ減量のための案内をしていた。

また食品ロス削減の取組として、現在約 200 店舗ほどが参加している「食べ残しがゼロ協力店」の取組やフードドライブの推進のほか、食品流通業界での食品ロスの発生原因の一つといわれている「3 分の 1 ルール（※）」の見直しに向けた実態調査の取組についても説明を受けた。

繁華街を抱えオフィスや商業地を持つ名古屋市の取組は、本区の背景や課題と類似する点が多くあり、参考になる観察となった。

※ 3 分の 1 ルール

食品流通業界における賞味期間の 3 分の 1 以内で小売店舗に納品する慣例。このルールのもとでは、賞味期間の 3 分の 1 以内で納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可能性がある。

6 主な質疑項目

- (1) 少量の排出事業者への対応について
- (2) 民泊や旅館をはじめとした業種別の排出ごみへの取組について
- (3) 「可燃ごみ」や「不燃ごみ」の区分のほか「生ごみ」や「紙類」も分別対象としたごみ減量対策について
- (4) ごみの排出に関する事業者への指導体制やルールを守らない違反者への罰則規定について
- (5) 一般家庭用ごみ袋とは別の色の事業系ごみ用指定袋の導入によりごみ回収の作業効率を向上させたことについて
- (6) 市民・各事業者・行政の協働によるごみ減量の取組について
- (7) 事業系ごみの減量に向けた取組（事業系ごみ指定袋制の導入、事業系ごみ全量有料化、ごみ処理手数料引き上げ等）における事業者への理解を得るための行政の関わり方について

7 その他
【共同理事者】
環境清掃部 清掃事業担当副参事



名古屋市担当課からの説明・質疑